

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月11日

【会社名】 メディシノバ・インク
(MediciNova, Inc.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO
岩城 裕一
(President and Chief Executive Officer)

【最高財務責任者の役職氏名】 副社長兼CFO
浅子 信太郎
(Vice President and Chief Financial Officer)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888 - 1000

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

内部統制報告書を作成するに当たって準拠している用語、様式及び作成方法

メディシノバ・インク（以下「メディシノバ」又は「当社」といいます。）は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第12条第1項の規定に従い、米国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価及び報告の基準（以下「米国内部統制基準」という。）として、トレッドウェイ委員会組織委員会（The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission(COSO)）が公表した「内部統制の統合的枠組み(Internal Control - Integrated Framework)」で確立された基準に基づいて、当社の内部統制の評価及び報告書の作成を行なっています。

米国と日本における内部統制の評価及び報告基準の主要な相違点

米国内部統制基準と日本において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準（以下「日本内部統制基準」という。）との主たる相違点は、次の通りです。

(1) 評価基準

日本内部統制基準では、企業会計審議会により公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に基づいて内部統制の評価を行うことが要求されていますが、米国内部統制基準では、米国企業改革法第404条により要求されている財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、報告することとされている。

(2) 評価対象となる会社

米国内部統制基準では、当社及び連結子会社についての財務報告に係る内部統制の有効性の評価が要求されていますが、日本内部統制基準では、当社及び連結子会社並びに持分法適用関連会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価が要求されています。

(3) 「財務報告」の範囲

米国内部統制基準では、財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る対外的な報告の信頼性を確保するための内部統制及び個別財務諸表に係る内部統制は、財務報告に係る内部統制の範囲に含まれていませんが、日本内部統制基準では、評価および監査の対象となる財務報告に係る内部統制の範囲に含まれます。

(4) 内部統制の枠組み

米国内部統制基準では、適用すべき内部統制の枠組みは特定されておらず、当社ではトレッドウェイ委員会組織委員会が発行した「内部統制の統合的枠組み」で確立された基準に基づいています。日本内部統制基準では、適用すべき内部統制の枠組みが、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」において明記されています。

米国と日本における内部統制監査との主要な相違点

米国公開会社会計監視委員会(the Public Company Accounting Oversight Board (United States))の定める財務報告に係る内部統制の監査の基準(以下「米国内部統制監査基準」という。)と、日本において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主たる相違点は、次の通りです。

- (1) 日本で一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合、独立監査人は経営陣が作成した内部統制報告書に対する意見表明を行います。米国内部統制監査基準に準拠した場合、独立監査人は財務報告に係る内部統制に対する意見表明を行います。
- (2) 日本で一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合、内部統制の有効性の判断基準として、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みが用いられます。米国内部統制監査基準に準拠した場合、適用すべき内部統制の枠組みは特定されおらず、内部統制の有効性の判断基準として、米国トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み」で確立された基準が用いられています。
- (3) 日本で一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合、財務報告に係る内部統制には、有価証券報告書提出会社の個別財務諸表に係る内部統制や財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る内部統制が含まれ、これには持分法適用会社の内部統制も含まれます。米国内部統制監査基準に準拠した場合、「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを内部統制監査の対象としており、個別財務諸表のみに関連する内部統制や財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る内部統制は監査の対象には含まれていません。

なお、2009年6月30日現在の当社の時価総額に基づき、同年12月31日に終了する事業年度において、当社は米国1933年証券法(その後の改正も含む。)及び取引所法における「小規模報告会社(smaller reporting company)」に該当しております。小規模報告会社に該当する結果、米国証券取引委員会(「米国SEC」)に提出した年次報告書(Form 10-K)は、当社の登録会計事務所の財務報告に係る内部統制報告書の証明報告を含んでおりません。経営陣の報告書は、米国SECの暫定規定に従い、当社の登録会計事務所による証明を義務付けられておりません。当該暫定規定より、当社が年次報告書に含めるべきものは経営陣による報告書のみとなります。

このように、当社の登録会計事務所は、財務報告に係る経営陣の内部統制の有効性の評価につき、米国内部統制監査基準に準拠した統合監査を行うことを要求されていません。したがって、当社の登録会計事務所は、当社の財務報告に係る内部統制の有効性についての当社の経営陣の評価につき意見を表明するに足る監査業務を実施しておりません。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社CEO岩城裕一及びCFO浅子信太郎を含む当社経営陣には、財務報告に関して十分な内部統制(米国1934年証券取引所法Rule13a-15(f)及び15d-15(f)に定義される。)を確立し、維持する責任があります。当社の経営陣は、当

社CEO及びCFOの監督のもとで、またこれらの者が参加して、トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み」に基づき、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

当社の財務報告に係る内部統制は、経営陣の監督の下、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる基準に従った外部向けの当社財務書類の準備に関して合理的な保証を付与できるように設計されています。財務報告に係る内部統制には、(1)資産の取引及び処分を合理的な詳細さで正確かつ公正に反映した記録を維持し、(2)一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されていること、及び、支出が経営者及び取締役の承認に基づいてのみ実行されることに関する合理的な保証を提供し、並びに(3)財務諸表に影響を及ぼす可能性のある未承認の資産の取得、使用又は処分を防止又は適時に発見することについての合理的な保証を提供するための方針及び手続が含まれます。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽の表示を防止又は発見できない可能性があります。また、将来の期間にわたる有効性の評価の予測には、状況の変化により内部統制が不適切となるリスク、又は方針や手続きの遵守の程度が低下するリスクを伴います。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社の経営陣は、米国内部統制基準に準拠して、2009年12月31日を基準日として、財務報告に係る内部統制の有効性についての評価を実施しました。

その際、当社は、財務諸表の重要な虚偽記載につながるリスクを特定し、全社的な内部統制の整備および運用状況を考慮した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、統制上の要点について内部統制の構成要素が機能していることを評価しました。

当社は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲としました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。重要な事業拠点を選定する際は、財務諸表の重要な虚偽記載につながるリスクを勘案して、重要性の大きい特定の取引または事象について評価対象としました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度の末日（2009年12月31日）現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当する事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。

(補足書類)

2010年6月9日

メディシノバ監査委員会へ

メディシノバ (MediciNova, Inc.) の2009年12月期財務諸表監査に際して、当監査法人が実施した内部統制評価についてのご質問に、以下のようにお答えいたします。

当監査法人は、メディシノバの経営陣から、2009年6月30日時点の同社の時価総額が75百万米ドルを下回ったことから、米国証券取引委員会 (SEC) の規則に基づき、同社は2009年12月期の財務報告に係る内部統制に対する監査を義務付けられていない旨の説明を受けました。当監査法人は、財務報告に係る内部統制の有効性に対するメディシノバ経営陣の評価につき、米国公開会社会計監視委員会の規準に準拠した統合監査を行っておりません。したがって当監査法人は、日本の金融商品取引法が要求するところであるメディシノバの財務報告に係る内部統制の有効性に対する経営陣の評価につき意見を表明するに足る監査業務を実施しておりません。

ただし、当監査法人は、メディシノバの2009年12月期における財務諸表監査は実施しております。米国公開会社会計監視委員会の監査基準、AU319.02は以下のように定めています。

いかなる監査においても、監査人は、財務諸表監査に係わる内部統制の整備状況を理解することを目的とした監査手続きを実施し、また、内部統制が実際に運用されているか否かを判断することにより、監査を計画するために十分な内部統制に関する理解を得る必要がある。こうした理解を得るために、監査人は、情報技術の使用及びマニュアル手続きが、どのように監査に関する内部統制に影響を及ぼすのかを考慮しなければならない。監査人はまた、財務諸表に記載される勘定残高、取引記録、開示などの各監査要点に関連する統制リスクの評価を実施する。統制リスクの評価レベルの如何に関わらず、監査人は、財務諸表に記載される重要な会計及び開示に係るすべての監査要点に対し、実証手続きを実施しなければならない。

また、米国公開会社会計監視委員会の監査基準、AU325.04及びAU325.05の一部では、以下のように定めています。

“ 監査人は、監査の過程で明らかになったすべての重大な不備及び重要な欠陥を、経営陣及び監査委員会に書面で報告する必要がある。書面による報告は、財務諸表に対する監査報告書の発行に先立って行われなければならない。監査人の報告においては、重大な不備と重要な欠陥を明確に区別しなければならない。

財務諸表監査において、監査人は監査委員会の監視の有効性を評価することを明確に求められてはいないが、監査人が、外部への財務報告及び財務報告に係わる内部統制に対する監査委員会の監視が機能していないことを知り得た場合には、その事実を、取締役会に書面で報告しなければならない。”

メディシノバの2009年12月期連結財務諸表に対する当監査法人の監査に関して、当監査法人は、メディシノバ及びその子会社の2009年12月期連結財務諸表に対する監査を実施した旨を記載した、独立監査人の監査報告書を2010年3月24日付で提出しております。これに加えて同報告書は、当監査法人が財務諸表監査の際に実施した内部統制評価内容について以下のように述べています。

“ 当監査法人は、米国公開会社会計監視委員会の監査基準に従って監査を行いました。これらの基準は、当監査法人に対し、財務諸表に重要な虚偽記載があるか否かについて合理的な保証を得るために監査を行うことを求めています。したがって、監査には、個々の状況において適切な監査手続きを設計する際の基礎となる、財務報告に係る内部統制の評価も含まれております。ただし、これはメディシノバの財務報告に関する内部統制の有効性に対する監査意見の表明を目的とするものではありません。”

KPMG LLP

[次へ](#)

June 9, 2010

The Audit Committee
MediciNova, Inc.
San Diego, CA

Ladies and Gentlemen:

You have inquired regarding the nature and extent of the internal control testwork we performed while conducting our audit of the financial statements of MediciNova, Inc. (MediciNova) for the year ended December 31, 2009.

Management has represented to us that due to their total market capitalization as of June 30, 2009 being less than \$75 million, they were not required by the Securities and Exchange Commission of the United States to have an audit performed over their internal control over financial reporting as of December 31, 2009. We were not engaged to perform an audit of management's assessment of the effectiveness of MediciNova's internal control over financial reporting that is integrated with an audit of the financial statements under the auditing standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Therefore, we did not perform audit work necessary to express an opinion on Management's assessment of the effectiveness of the MediciNova's internal control over financial reporting, which Management represents to be required under the Financial Instruments and Exchange Law of Japan.

We did, however, perform an audit of the consolidated financial statements of MediciNova, Inc. as of and for the year ending December 31, 2009. As stated in AU Section 319.02 of the PCAOB Standards,

In all audits, the auditor should obtain an understanding of internal control sufficient to plan the audit by performing procedures to understand the design of controls relevant to an audit of financial statements and determining whether they have been placed in operation. In obtaining this understanding, the auditor considers how an entity's use of information technology and manual procedures may affect controls relevant to the audit. The auditor then assesses control risk for the relevant assertions embodied in the account balance, transaction class, and disclosure components of the financial statements. Regardless of the assessed level of control risk, the auditor should perform substantive procedures for all relevant assertions related to all significant accounts and disclosures in the financial statements.

AU Sections 325.04 and 325.05 of the PCAOB Standards, in part, state the following:

“ The auditor must communicate in writing to management and the audit committee all significant deficiencies and material weaknesses identified during the audit. The written communication should be made prior to the issuance of the auditor's report on the financial statements. The auditor's communication should distinguish clearly between those matters considered significant deficiencies and those considered material weaknesses.

Although there is not an explicit requirement to evaluate the effectiveness of the audit committee's oversight in an audit of only the financial statements, if the auditor becomes aware that the oversight of the company's external financial reporting and internal control over financial reporting by the company's audit committee is ineffective, the auditor must communicate that information in writing to the board of directors.

With respect to our audit of the consolidated financial statements of MediciNova, Inc. as of and for the year ending December 31, 2009, our independent auditors' report dated March 24,

2010 (the “ report ”) states that we have audited the consolidated financial statements of MediciNova, Inc. and subsidiaries (a development stage company) (the Company) as of and for the year ended December 31, 2009. In addition, the report states the following, in part, with respect to the extent of internal control test work performed while completing our financial statement audit:

We conducted our audit in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes consideration of internal control over financial reporting as a basis for designing audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting.

Very truly yours,

KPMG LLP

上記は、内部統制監査に関する監査法人からのレターの原本に記載された事項を電子化したものであり、内部統制報告書に補足書類として添付するものです。原本は内部統制報告書提出会社が別途保管しております。